

わけでございますけれども、針、灸につきましては今後検討していきたいというふうに考えております。

また、おむつの支給の関係でございますけれども、現在寝たきりの方、老人が八十人ほどおられますけれども、これらにつきましても十分検討していかなければならないと考えておるわけでございます。

それから、老人会並びに寿大学等の関係でございますけれども、老人会の育成等につきましては、現在毎月会長会を開催しておるところでございますけれども、これらにつきましても、社協とも連絡を取りながら、合わせて寿大学につきましても検討してまいりたいと考えております。

それから、老人の調査研究でございますけれども、現在のところ、民生委員を通じて一人暮らし老人のところを調査しておるところでございますけれども、今後これらにつきましても検討してまいりたいと思っております。以上です。

○十二番（原 敏子君） それでは、自席から再質問をさせていただきます。

単親家庭に対する医療費の問題ですけれども、今は、先ほど市長が言われましたように、単親家庭とは言わないで一人親家庭というふうなことを言われるようですけれども、先ほど登壇して私が申し上げましたように、普通この一人親家庭というのは人口の二％が出現率だろうというふうに言われているようですけれども、福生市で見ますと、この住民基本台帳から一人親家庭を引き出しますと、九百二十九世帯あるわけです。そうしますと、これを六十三年四月一日のこの世帯数で計算しますと四・五％。福生では他自治体、東京都で言う出現率が非常に高いということが言えるわけです。

なぜ福生でこれだけ一人親家庭が高いのかというと、やはり私は横田基地の関係だとか、こういうことが普通考えられるだろうというふうに思うわけです。先ほど市長は、東京都がこの母子家庭、この一人親家庭に対する医療費の助成を今検討しているところなので、この状況を見て、それに伴う各市の状況を見て福生でも考えたいんだというふうに言われておりますけれども、他自治体に比べて福生にこれだけ多くの一人親家庭があるということは、やそれだけ市民全体の生活は非常に大変になってきているということをはあらわしているものだろうというふうに思うわけです。他自治体と比べて、普通ならば二％のところが一・五％もあるという事態を踏まえて。当然、東京都がこの助成を出していく中で福生市が助成を出していくようになってくれば、これはもう万々歳でとても結構だ

というふうに思いますけれども、こういう他の自治体に比べて福生市独特の特徴のある、一人親家庭の多い自治体なので、私は他の自治体がどうのこうのという以前に、福生市独自の施策としてこのことを行っているってほしいと思いますし、これを行うことが福生市の置かれた施策の、他市と比較して違う、福生市のやらなくてはならない仕事ではないかなというふうに考えているわけです。

東京都自体が単親家庭問題検討委員会というのをやっているわけですね。ここで、この単親家庭、一人親家庭の医療費の助成制度を実施すべきだということを知事に提言して、ことしの三月の都議会では我が党の議員の質問にこの問題について考えていきたいというように知事が答えているわけです。ですから、これは、いつからこれが実施されるかどうかわかりませんが、東京都が実施するかどうかかわかりませんが、早くても来年の四月、これはわからなと思うんですね。今は検討すると、実施していききたいという方向を示していますけれども、東京都が実施するまで福生市で待っているということは、これは大変遅れてしまうというふうに考えますので、ぜひともこのことについては、石川市長におかれましては、他自治体に比較して福生市では他自治体にはない特殊な事情がある、こういう中での一人親家庭がふえている中でのこの施策に対して、事は母子家庭の母と子、父子家庭の父と子の命と健康にかかわる重要問題なわけですので、ぜひともこのことは十分研究していただきたいし、早い時期に、東京都の施策を待つまでもなく実現してほしいというふうに思うわけです。

先ほども登壇して言いましたけれども、この病気にかかる率を東京都が調査した書類がありました。これを見てもまずと、母子家庭の母親のうち病気にかかっている人が一九・三％いるわけです。これが、先ほど言いましたように両親家庭の約三倍いるわけですね。で、ふだん体のくあいの悪いという人が六四・八％いるわけです。一年間に病気になった母親は四五・九％、母子家庭の約半数の人が、一年間のうちには病気になっている。収入を見ますと、これも東京都の調査ですけれども、収入は両親をもらった家庭の五一・八％の収入なわけです。念のため、私は福生市の福祉事務所の職員にちょっと聞いてみました。福生の母子家庭の中で、一人親家庭の中で生活保護を受けている世帯がどれくらいあるのかということを知りました。生活保護世帯の約一〇％から一五％が母子家庭であるというわけですね。ですから、福生市で見ますと、六十三年ことしの四月一日でのこの九百二十九世帯の一人親家庭は大部分、母子家庭は七百二十二世帯ですけれども、この方たちは頑張って生活保護を受けないで、何としても自

分たちの生活を切り開いて行こう、こういう思いで働いていらっしやるわけですね。こういう方たちが病気になるたときにどうしよう、自分だけではなくて子供を含めて、そういうことを考えたときに、ぜひともこのような医療費の無料化を行っていただきたい。

先ほども言いましたけれども、茨城県の御前山村なんですけれども、ここは県が二分の一を、医療費の二分の一を持っています。その後の半分を村が持っているわけです。東京都が実施しますとこのようなことができるわけですが、私も、私は東京都がこの助成金を実施するまで、このような特殊な事情がある福生市ですので、何らかの市長のこういう一人親家庭に対する温かい施策をお願いしたいというふうに思っていますけれども、これらの、こういうふうな一人親家庭が頑張って生活していく、こういうことをどのように考えられているのか、ぜひとも市長に聞かせていただきたいと思います。どのように考えられるのか、こここのところをちょっともう一回聞かせていただきたいと思います。

それと、在宅老人の施策なんですけれども、市長はこういうふうに答弁されて、部長も私が申し上げました一から六まで十分検討していきたいと言われたのであれなんですけれども、この敬老金ですね、一番目から言いますと敬老金、これは、これも福祉局の調査で見ますと二十六市全部出しているんですね。金額の大小はあります。七千円出しているところもあれば、福生みたいに五千円のところもありますし、これだけではありません。いろいろな形でこういうものを行っている自治体もたくさんありますけれども、調べてみてびっくりしたのは、市内に一年以上在住、居住している者となっているのは福生市だけなんです。私、条例を調べてみまして、福生の条例、この敬老金を出す目的ですね、お年寄りを敬い、お祝いをする気持ちでこの敬老金の支給事業を行っているわけですね。そういう点から見たら私は、福生市に一年いようといまいと、お年寄りというのはずっと年齢を経て来てお年寄りになっているわけですね、当然、ですから、当然これは他の自治体と同じように、これは年齢制限取るべきだということふうに思うわけです。部長は、十分検討したいと言われましたけれども、私は、この問題も何回も質問しているわけですね。検討も研究も結構なんですけれども、もうそういうので何年もたつていくので、これはぜひともどういふことなのか、余り言われると、なぜ一年以上たつてないこれが支給できないのかというふうに聞きたいなというふうに思いますので、もう一度このところ、ちゃんとしてほしいなと思うんです。

二番目の、給食サービスの関係ですけれども、この給食サービスにしましても、福生市は自己負担が二百五十円。田無だとか清瀬、小金井は自己負担なし、全部自治体負担で給食を行っているわけです。小金井市などは、週二回給食を行って自己負担なし。なしにしてほしいというふうに思うわけですね。

お年寄りの数というのは、私が言うまでもありませんけれども、六十五歳以上が三千九百六十八人いるわけです。で、一人暮らしが三百七十三人で、寝たきりが八十人と。福生の人口で言いますと、七%を超えましたよね。こういう、これからもっともお年寄りがふえていく中で、核家族が進んでいく中でお年寄りの健康を守るためにもこういうような給食サービスが行われているわけで、年金生活をしている方たちに、やはり一食、たとえば二百五十円と言えどもなかなか大変だろうというふうに思うわけです。このことはまだ、答弁は何も、さておきましてというふうな答弁がありましたけれども、サービスの回数は考えていきたいというふうに部長が答弁されていますので、この回数が、現状の一回が二回、三回になるように期待をしておりますけれども、ここらほどのような形で、社協と松楓園とボランティアが相談しなければ、これはふやせないと思うんです。どういうふうな形で、いつごろをめどにこういうふうなことを考えていきたいって、ちょっと具体的に教えていただきたいというふうに思います。

三番目の、針灸、マッサージの件ですけれども、これも何度何度も、予算や決算でもいろいろと言っているわけですが、今お年寄りがふえていく中でこの問題も多くのお年寄りから要求があるわけです。補助だけでもぜひ考えていただきたいというふうに思うわけです。私は、これらの問題全体を検討していくことが、福祉部の検討がどこをめぐって検討していくのかということも、この針灸につきましてもぜひ教えていただきたいと思うんです。

おむつの関係もそうだと思うんです。おむつの場合は、寝たきり老人だけではなくて、重症老人にもやはりこういうようなものが必要になってくるわけで、今、おむつのこういうことをやっているのは相当あるわけですね。二十六市のうち半分以上が実施しているわけです。東京都のこの資料で見ますと、お金もかからないですね。本当に幾らでもないんですよ。福生と同じ、寝たきり老人が八十人という、対象者が八十人となっている青梅市で見ますと、三百六十万あればこれができちゃうんですね。そういう点から見ると、お金がないからできないんだとか、そういうことではないような気がするんです。

市長にぜひお聞きしたいんですね、この点は。在宅福祉、お年寄りの福祉を、基本的にはどのような考え方でこの行政を行っていくかとされているのか。このところが基本だと思うんです。この基本があって初めていろいろな施策が花咲いていくんだらうというふうに考えるわけです。ですから、市長にこのところはちゃんと答弁していただきたいと思うわけです。

それと、最後の部長に、この調査研究の件なんです。福生市に市民の要求に見合ったいろいろな施策を行うということは、お年寄りの現状だとか要求を把握することから始まると思うんです。ところが、福生では今まで全体の調査研究ということはやられていないわけです。民生委員さんを通じて寝たきり老人の実態を調べるとか、そういうことはありますけれども、なかなか全体をどういうふうに、福生市の在宅お年寄りの福祉をどう考えていくかという点では、こういう調査研究がされていないように思うわけですけれども、私はまず一定の時間をかけ、お金をかけてこういう調査を行うことで、福生の在宅老人福祉施策が充実していくというふうに考えるわけです。こういうものを踏まえて、やはり、今私が言いましたような一つ一つの施策を充実させていき、新たな、福生はまだ十六項目しかやっておりませんから、あと四十九項目あるわけです。全都是以、そういう点から見ますと、まだまだ福生に適用するような施策が幾らでもあるというふうに考えますので、このところも、検討ではなくて、これを調査をしない限りこの施策は進まないと思いますので、いつごろ調査をするのか、そのところを教えてくださいたいと思います。

それと、保養施設の関係なんですけれども、今市長が答弁されました、旅館だとかそういうところを契約して効率よくやっていきたいと。私もそのとおりだと思うんです。莫大なお金をかけて土地を買い、建物を建てるのがいいとは私もそんなに、昨年の九月議会でも言いましたけれども、そんなふうには思っていないですね。

でも、先ほど登壇して言いましたけれども、私、この質問を始めて十年たちました。調べてみましたが随分何度もやっております、これは羽村町のお借りしてきたんですけれども、羽村では六十三年度七月一日から八月三十一日まで民宿を——海の家ですね——四ヶ所借りているわけです。千葉と茨城と静岡と神奈川、これを、民宿丸ごと借りまして、これを一泊二食付一人二千四百円で町民にサービスをしているわけです。羽村は年間通しての一年間、旅館と契約しているんです。六十三年度の羽村町の予算は、この旅館の契約が七百二十万だそうです。町民が一人一泊しますと、旅館に三千円、三千円で泊まれるわけです。これは温泉がつかえますから通年です。この羽村の伊東の

温泉は、一ヵ月平均二百二十人利用しているそうです。そのように、これだけ見ましても非常にきめ細かい市民サービスを行っているなというふうに思うわけです。

私は、ですから、私は今度は新市長ですので十分期待しておりますけれども、これまでの行政のあり方、考え方で見ますと、保養施設一つとりましてもそうなんです。十年たってもいまだにまだなかなかできない。考えているうちに、羽村はこれを進め、清里の方に休暇村をつくり、また温泉プールをつくるそうです。温水プールをつくるそうです。そういう中で、もうどんどんよそは、羽村と比較するわけではありませんけれども、進んでいくわけです。もう、本当に私は歯がゆいと思うんですけれども、調査研究も十分にやっていたくのも、これは貴重な税金ですから、これはそのとおりだと思えますけれども、研究している間にどんどん置いて行かれちゃっているわけです。これはひとえに、なぜそうなったかと言いますと、私は、市民全体にかかわる行政のあり方が市民の方に向いているのか、市民全体にかかわるところへ向いているのか。いや、それは後回しでいいという考え方があってこういうふうになったのではないかというふうに考えるわけです。

今、答弁の中で十一月に、去年の十一月にプロジェクトをつくって六月に一定の方向を出したわけですね。旅館等と契約してやっていきたいというふうに考えているけれども、それでは、これはいつごろから、またこの六月に一定の方向を出した、このところをもうちょっと詳しく教えてほしいんですね。方向を出したのはいいんですけれども、出しっ放しで、また研究して検討している間に、また何年かたちやうわけです。このところではつきりさせていただきたいなと思うわけです。去年の十一月にプロジェクトをつくったのは、三回目のはずなんです。私が答弁いただいている限りでは、三回目のプロジェクトをつくってことしの六月に一定の方向を出したわけですから、またこれをもたましたら四回目のプロジェクトをつくるようになっちゃうわけです。社会情勢に適応しなくなっちゃうんです。ですから、そのところをもう一度、どういうふうになっているのか、もっと詳しく教えていただきたいというふうに思います。

○議長（村尾栄次君） 五時十分まで休憩いたします。

午後五時三分 休憩

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（石川彌八郎君） 原議員さんの御質問の福祉の、特に老人の福祉と申しますか、福祉というものはどういうものかといったような、そういったような御質問ではないかと思うんであります。私は、やはり何といたしましても福祉というものは重要なものであると。そして、やはりこの人間社会を生きていくためには、人の痛みを分かち合って生きていくと、こういったようなことを私は基本的に重要なことであると、こういうふうにかねがね思っております。その福祉というものは、本当に困っている人はともかく、痛みを分かち合うというふうなことが重要であることであるわけですが、場合によっては福祉の過剰という問題も、ときには出てくるわけでありまして、もし仮に福祉の過剰があった場合に、本当に生きていくという意欲を、むしろその過剰さが失わせるといったような弊害も、私はあるんじゃないかと、こんなふうに思うのであります。私は、やはりこのまちづくりの基本というものは、何と申しますか、フローかストックかと、こういう問題でいきますれば、基本的にはやはりまずストックを重要視すると。しかし、何としても必要な場合には、これはフローは惜しみなく注ぐと、これが私は原点ではないかと、こんなふうに思うのであります。したがって、何と申しますか、甘えの思想を助長させるような福祉は、これは御法度であると。困った人、本当に困った人には絶対的にこれは助け合おうと。その兼ね合いというのが、財政とのにらみ合いもございますので非常に難しい問題があるんじゃないかと思うのであります。おっしゃることは十分よくわかるわけでございますので、十分に検討させていただきまして、どの程度に御期待に沿えるような方法をとれるかということは、目下のところ私としては答弁に窮しますけれども、いわば、福祉というものについての考え方はそんなようなことであるということ、答弁にかえさせていただきたいと存じます。

老人の問題につきましても、やはり、もちろんこれから高齢化社会になることは必定でございます。しかしながら、やはり平均年齢が伸びていると。しかし、おれたちはもう老人なんだと。そして若い者が面倒見てくれるのは当たり前なんだと。おれたちは今まで苦労してきたんだから、これからは何も苦労せずに、あるいは努力せずに若い者に面倒をかせねばいいんだと。もしこういった意識があるとするならば、これはやはり困ったことであろうかと思ひます。本当に困った老人に対しては、力いっぱい面倒を見る。しかしながら、そうでない高齢者もおられるわけ

でございます。そういった方は力いっぱい社会のために働いてもらおうと。こういった意欲、そういった意欲をやはり喚起させるのも、私は行政の一つの仕事ではないかと、こんなふうに思っております。したがって、話がかくどくなるようでございますけれども、福祉というものは非常に大切であると。しかしながら、十分にその実態というものを見極めた上で、純粹に、そして思いやりを持ってやはりその施策を考え、行動しなければいけないと、こんなふうに思っております。そして、もし仮に当市がいろいろな面におきまして福祉が遅れているということであるとするならば、その辺は財政に見合った上でいろいろと検討しなければいけないと、かように思っております。以上でございます。

○福祉部長（石川和夫君） それでは、幾つかの点につきまして御答弁させていただきます。

まず、敬老祝い金の支給方法でございますけれども、これらにつきましては改善の方向で検討していきたいというふうに考えております。

それから、老人調査につきましては、もう御指摘のように調査することが基本になるわけでございまして、これらにつきましては、今後十分研究させていただきまして、なるべく早い時期に調査できればというふうに考えております。

それから、保養所の設置の関係でございますけれども、保養所以外でも幾つかのプロジェクトができておりまして、検討しておりますけれども、いずれにいたしましても、今後これらの実施に当たりましては市議会、あるいは市民等の御意見等を伺った中で決めさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○十二番（原 敏子君） 市長から、福祉そのものに対する基本的な考えをお尋ねいたしまして、答弁していただきました。確かに市長が福祉は重要であると、人の痛みを分かち合うことが大事なんだということを言われまして、そういうような市長の福祉に対する考え方だろうというふうに思いますけれども、全部が全部、私は同調できるものはありませんけれども、福祉が重要であるということと、人の痛みが分かち合えるような、そういう行政をしていきたいと、こういうことはぜひとも、私の方からもさらに要望しておきたいというふうに思います。

私は、その老人福祉を一つ見ますと、だれもときを経れば高齢者になり、好むと好まざるとにかかわらず年をとっていくわけですね。私は、年をとったから人に与えられて、行政から福祉を、いろいろな施策をしていただい

れに甘んじて生活していく、これはやはりお年寄りの生きがいそのものを破壊するものだろうというふうに、私も考えます、それは。お年寄りの生きがい、言ってみれば痴呆にもならないでお年寄りが老後をどういうふうに生きていくかということ、このことを考えるのが、私は行政における在宅老人福祉の第一の点であろうというふうに、基本的な問題だろうというふうに考えるわけです。

その中でいろいろな、先ほど言いました四十九項目の施策がいろいろ出てくるわけですね。敬老金の支給から、針灸から、お年寄りの老人大学とか、いろいろ出てくるわけです。そういう中で、じゃあ何が一番大事なのかというと、それはそれぞれのお年寄りの置かれている状況により、いろいろ違うと思うわけですね。健康だとか暮らしだとか生きがいだとか、いろいろあると思いますけれども、そういう中で、お年寄りの福祉そのものが、そういうふうなところで一致するわけです。それから、それでは当市に置かれているお年寄りの現状を把握することによって、福生ではどういう施策がお年寄りに喜ばれ、お年寄りが生きがいを持って生きて行けるのか。その生きがい施策を先に進めなければならぬのか、暮らしを守る施策を先に進めなければならぬのか、いろいろなことがあるわけですね。ですから私は、先ほども言いましたように、この調査を研究することが在宅老人の福祉に対する、まず第一歩だろうというふうに思うわけです。そういう中で私は、福生の老人福祉を充実させていただきたいと思うわけです。福生で十六項目というのは、決して多くないんですよ。先ほども言いましたけれども、お年寄りの福祉をどういうふうに進めていくかということ、これを基本に、頭の中に置きながら一つ一つの施策、福生のお年寄りに適応するかどうかを考えながら、ぜひ前進していったきたいというふうに思うわけです。今、部長が、これは調査は早い時期に調査をしていきたいと言われましたので、再度私が質問するまでもなく調査をしていただけるよう要望しておきます。

それと、敬老金なんですけれども、改善の方向でぜひとも検討していただく、これは結構だと思いますけれども、どうなんでしょうね、居住して一年以上というのが対象ですよ、今は。そうすると、対象外のお年寄りというのは、その敬老金支給の時期に何人ぐらいいるでしょうね。何人もいないと思うんですね、私は。何人いるか、それだけちょっと教えていただきたいというふうに思うわけです。

それと、まあ本当はその敬老金も給食サービスも、針灸、マッサージも、それでおむつの関係も、そして老人会の関係ですね、お年寄りのこれは生きがい対策の一つなわけですね。で、この関係につきましてももっと突っ込んだ、

なぜこれしかできてないのかということ、私としては質問したいなというふうに思うわけですけれども、ぜひとも今市長もお年寄りの福祉、このことは、もし他市と比較して遅れているのであれば前進していかなければならないというふうに答弁もされましたので、この次に回しますけれども、ぜひともこの問題一つ一つ、福生で今十六項目やっている、それらの施策をなぜ福生がやるのか。四十九項目あるわけですから、そのほかまだ残っているわけですよ。それがなぜできないのか。私は、今度はこういう形で質問をしたいなというふうに思いますので、お年寄りの要望や、それで福生市に適応するようなこういう施策を、アンケートなどとりながら研究していく中で、これについてはこういう事情で福生ではできないとか、これについてはこういう形で進めていこうとか、そういうことをぜひともやっていただきたいというふうに思います。

で、敬老金の関係と、それからもう一つ、老人会の関係なんですけれども、この老人福祉ではもう一回質問させていただきたいと思うんです。今、老人会には公金が出し給、言ってみれば補助金として出されていますから、それぞれの老人会、二十三あると思いますけれども、会則があり会長さんが決まっております、当然会計報告などもされているというふうには思いますけれども、これらにつきまして、いろいろあるわけですね。会則があるはずだけれども、そこに入っている会員は会則を見たことがないとか、会計報告もされていないとか、何がどうなっているのかわからないというような声も聞きます。ちょっといろいろ調べてみますと、これは月一回会長会を開き、担当職員が帳簿のつけ方からいろいろ、会則だとかそういうのをずっと指導してきているけれども、そこから先がなかなか終始徹底しない部分というのが、当然あると思うんですね。二十三もある老人会の中で、きちっとできているところもあるでしょうし、何となく、なれ合いという言葉が悪いですが、まあまあという形で流れているところもあると思うんですけれども、私は、公金が出ている限り、形としてはきちっとできているんだけれども、その会員のところへ行くとそういうものがなくなってくるということ、やはりこれは最後まで、会員のところまで会則を、配付してほしいというところじゃありませんけれども、配付したかどうかという、そういう点検と言うんでしょかね、そういうところまでぜひ市役所の方で面倒を見ていただけないかなというふうに思うわけです。相手が老人会だということがありますので。これは老人福祉のことで、その今の二点をお聞かせいただきたいと思います。

それから、一人親家庭に対する医療費の無料化の関係ですけれども、先ほど答弁がありませんでしたけれども、東

京都がここでこの一人親家庭の医療費の助成をするとしたら、今までの経過から、他府県の経過から考えますと、医療費の二分の一を東京都が助成するのではないかなというふうに私は考えるわけです。あとの二分の一を自治体が負担をすれば、一人親家庭の医療費が無料になってくるわけですね。

今無料化を行っている自治体でちょっと計算して見ますと、一人当たり医療費が千七百円ぐらいかかると言うんですね。これは概算、今やっているところで計算しますと中野区で一人当たり一万五千二百七円。で、名古屋では一万七千五百円ぐらいかかっているそうです。年間ですよ、これ、この医療費が。母子家庭の医療費が。で、これを二分の一ずつ、言ってみれば東京都と福生市がやるとすれば、福生市に持ってもらうという形になっているわけです。名古屋なんかではそのようにしているようですけれどもね、愛知県はやってますから。そうしますと、名古屋なんかでみますと、総額がそんなに多くないんですね。名古屋は結構いるんですけどね。もしも福生で七百人いたしますね、この九百二十九世帯全部が全部そうならないでしょうから、七百人いたしますと、かかる経費は一千二百万でできちゃうんですね。この半分持つものが。

そういう点で見ると、今、このことについては東京都の状況を調べてから、ということを書われましたので、東京都がこの助成を始めましたら、すかさず、すぐにその残りの二分の一を福生市で補助をしていただきたい。助成をしていただきたい。そして結果的には一人親家庭には医療費が無料になるというような、こういう施策をとっていただきたいというふうに思いますけれども、その点についてはいかがなものでしょうか。私は、東京都は来年の四月あたりからこの助成を始めるだろうというふうに思っています。ですから、ここで今、残りの二分の一を福生市が持つかどうか決めておかないと、来年の予算には載らないわけですよ。市長さん、その点どうなんでしょうか。ちょっと教えてください。

それと、保養所の関係ですけれども、何かうやむやになって、何か余りよく、はっきりわからないような答弁だったんですけれども、ことしの六月に、最後かどうかわかりませんが、ごく最近のプロジェクトが方向をはっきりさせて、旅館などを契約して市民サービスに努めたい、こういう答弁だろうというふうに思うわけです。ぜひともこれが流れないように、海の家で言えば来年の夏はこのような、羽村のようなチャラシができて、市民全体にかかわるサービス行政が進んだと、このように言えるようなことを、これはぜひとも要望しておきます。以上で三回目の質問といたします。

問といたします。

○福祉部長（石川和夫君） 順序立ててまず一人親家庭の医療費の無料化の関係でございすけれども、いずれにいたしましても、御指摘のように東京都におきまして検討を始めたというふうなことを聞いておるわけでございまして、具体的にはまだ何も把握しておりませんけれども、いずれにいたしましても、これらの制度が東京都から私どもに示されるんではないかというふうなことが考えられるわけでございまして、その時点でまた対応していきたいというふうに考えております。

それから、敬老金の関係でございすけれども、本年度は百四名が、何と言いますか、対象にならないというんですか、東京都は受けられますけれども、百四名が市の対象にはならないということになるかと思ひます。これにつきましては、原因としましてはサンシャイン・ヴィラがあるんではないかなというふうなことが予想されます。

それから、原議員さんの資料の中で、十六項目というふうなことですけれども、ちょっと年度が古いんじゃないかなと思ひますけれども、新しいのでいきますともっと多く、二十六項目になっておりますんで、かなりふえているというふうなことが言えるかと思ひます。

それから、老人会の関係でございすけれども、老人会の育成につきましては、今後社協、あるいは私どもの方でしていかなければならないわけでございすけれども、生きがい活動と言いますか、現在でも書道から始まりましていろいろな項目の生きがい活動をやっております。中にはハイキング、軽体操というふうなものも取り入れながらやっております。そうした中で、各支部と言いますか、の福寿会の育成につきましては、社協を通じてながら、また私どもの方でも十分指導してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解のほど、お願いいたします。以上です。

○十二番（原 敏子君） じゃあ、要望だけさせていただきます。

一人親家庭の医療費の関係につきましては、東京都が助成を始めるというふうな、東京都も東京都のつくった検討委員会で作るべきだというふうに鈴木知事は言われているわけですね。そういう中で、東京都が今検討に入り、今全国では六つの都県だけなんですよね、これやってないのは。全国的にはほとんどこの事業を進めているので、東京都がうんと立ち遅れているわけです。ですから、来年度予算にはこの一人親家庭の医療費の助成というのは、東京都は

やるだろうというふうな、そういう話も聞いておりますので、ぜひともその時点になりましたら、福生がまたこれに立ち遅れることなく、ぜひともそのあと残りの二分の一の助成を検討し、実施していただきたい、このように要望しておきます。

それと、老人施策の關係ですけれども、くどいようですけれども、やはりお年寄りの要求だとか現状を把握すること、在宅老人の福祉の第一だというふうに考えますので、これは早急に実現していただき、さまざまありますその福祉施策ですね、その充実をさらに図っていただきたいというふうに思います。

それと、敬老金の關係ですけれども、これは特養ができて百四人、対象外がふえたということで、通常、私は多くても何人でもないだろうと。一回、一人当たり五千円ですからね、五人いたって二万五千円、十人いたって大した額じゃないわけです。お年寄りはどこにいても年齢を経てもお年寄りになっていくわけですから、ぜひともこれは早い時期に一年居住という、こういう条件を外していただきたいというふうに思います。

それと、お年寄りの施策につきましては、お年寄りが生きがいを持って生きていけるような、そして健康に困っている人はそういう対策を、暮らしに困っている人はそういう対策を、何もかもしてほしいということではなくて、それぞれのお年寄りに合ったような、そういう施策をぜひとっていただきたいんですね。それをとるに当たりまして、私は要望ばかりしておりますけれども、今の職員数でできるのかどうなのかということも、また一つ問題なんです。先ほど、宮沢議員の質問で、市長は人員がふえないというふうに答弁されたようですけれども、お年寄りの今の置かれた現状を調査研究するだけでも、私はそれなりの人数、それはどこかに委託するにいたしましたもまとめるにはそれなりの人数もいりますし、新たな施策、福生で何がいいのかという、こういうときにはそれなりの人員がいなければ、適切な福祉施策というものは進まないというふうに思うわけです。ですから、お願いばかりしているようであれですけれども、福祉とはどうなのかということを、市長が先ほど答弁されましたような、そういうことを考えるには、それなりの人の数がいないと私は十分なものができないというふうに考えますので、老人福祉一つとりましてもやはり考える職員、そういう中で、十分福生市のお年寄りが他自治体のお年寄りに比べて遜色のないような、そういう状態に置かれる、そういう福祉があるんだというふうな、そういうふうなものにしていただきたい、これはさらに要望しておきます。

保養所の件なんですけれども、道路一本隔てた羽村町では、いろいろなものが次から次へと出てくるわけですね。一つこっちへ来ますと何もないというような状態を、十年続けてきたわけです。いつまでも調査研究はしないということだろうと思いますけれども、ぜひともこのことにつきましては、今度限りは次に私は質問をしなくてもいいような、そういうものにしていただきたいと強く要望いたしました。終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

なお、次回の本会議は九月八日午前十時から開きます。

本日はこれをもって延会いたします。

午後五時三十七分 延会

（以下は非常に薄い文字で、ほとんど不可読な内容が続く）

⑦

福総庶発第千七百八十八号

昭和六十三年八月三十一日

福生市長 石 川 彌八郎 ⑧

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

昭和六十三年第三回福生市議会定例会の招集について

昭和六十三年八月三十一日付け、福生市告示第五十五号（別紙参照）をもつて、昭和六十三年第三回福生市議会定例会を招集したので通知します。

⑦ 福生市告示第五十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和六十三年第三回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

昭和六十三年八月三十一日

福生市長 石 川 彌八郎 ⑧

|   |   |   |            |
|---|---|---|------------|
| 一 | 期 | 日 | 昭和六十三年九月七日 |
| 二 | 場 | 所 | 福生市議会議場    |

⑤ 福総庶発第七百八十九号

昭和六十三年八月三十一日

福生市長 石 川 彌八郎 印

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

議案の送付について

昭和六十三年第三回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

一 議案第四十四号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

二 議案第四十五号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

三 議案第四十六号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例

四 議案第四十七号 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例

五 議案第四十八号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例

六 議案第四十九号 福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例